別紙７　添付資料

○○年○○月○○日

経済産業大臣　殿

環境大臣　殿

施設の設置許可が不要であることの確認結果について（報告）

プラスチックの資源循環の促進に関する法律の第39条第１項に基づく自主回収・再資源化事業計画／第48条第１項に基づく再資源化事業計画に係る申請書類に示した（法人名）の所有する施設について、以下の通り確認をしました。

施設の所在地：○○県○○市○○　○○―○○

設備：破砕機（破砕・圧縮）

管轄自治体：○○県

問い合わせ日時：○○年○○月○○日○○時

問い合わせ部署、担当者：○○局○○課　○○　○○様（連絡先：ＸＸ―ＸＸＸＸ―ＸＸＸＸ）

問い合わせ方法：電話相談／対面による打ち合わせ

問い合わせ内容：別添資料を使用し、事業計画内容についてご説明。当該計画で処理に用いる破砕施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）（第８条第１項／第15条第１項）に規定する施設設置許可の要否を確認した。

回答内容：当該施設到着時点で廃棄物に該当しない／一日当たりの処理能力が５トン以下であると判断できるため、廃棄物処理法（第８条第１項／第15条第１項）に規定する、一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設には該当せず、廃棄物処理法（第８条第一項／第15条第１項）の規定による許可は不要である。

　上記にて管轄自治体に問い合わせを行った時点から、事業計画の内容（物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思及び一日当たりの処理能力等を含む）に変更が生じた場合、再度管轄自治体に確認し、その内容を報告します。

　また、自主回収・再資源化事業計画が認定された場合、管轄自治体に問い合わせを行った時点から、事業計画の内容（物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思及び一日当たりの処理能力等を含む）に変更が生じていないことについて、毎年6月30日までに、その年の３月31日以前の１年間における当該認定に係る自主回収・再資源化事業計画／再資源化事業計画の実施の状況に関する報告書へ記載します。

住所：

名称：○○株式会社

代表者の役職・氏名：代表取締役　○○　○○